

田畑から未来の成田をつくる会規約

（名称）

第1条 この会は、田畑から未来の成田をつくる会（以下「つくる会」という。）と称する。

（目的）

第2条 つくる会は、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、未来につなげる持続可能な農業を実現するため、農業者及び事業者並びに地域住民が一体となり、地域との調和を図りながら、市内における有機農業などの環境にやさしい農業（以下「有機農業等」という。）について、生産から消費までの一貫した取組等を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 つくる会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- （1）有機農業等の普及・振興に関すること
- （2）農業生産における環境負荷低減に関すること
- （3）学校給食等をはじめとする地産地消の取組に関すること
- （4）その他、会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第4条 つくる会は、別表の者をもって構成する。

（役員の定数及び選任）

第5条 つくる会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）理事 12名以内

2 役員は、総会において選任する。

（役員の職務）

第6条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。

（任期）

第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第8条 つくる会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席し意見を述べることができる。ただし、議決の評決に加わることはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第9条 つくる会の会議は、総会および役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催し、必要に応じて、臨時総会を開催できるものとする。
- 3 総会は会長が招集し、会の運営に関する重要な事項について審議決定する。
- 4 総会の議決は会員の2分の1以上の賛成による。
- 5 総会の議長は、会長が務める。
- 6 役員会は、必要のつど開催し、会の目的達成に必要な方策についての企画、立案並びに、これの実行にあたる。

(ワーキンググループ)

第10条 会の業務を円滑に行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第11条 事務局は成田市経済部農政課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和6年8月20日から施行する。

別表

会員	備 考
農業者	市内に住所を有する者及び市内には場を有する者
事業者	農業・食品産業などを事業目的とする事業者及び会長が適任と認めた者
関係機関	千葉県印旛農業事務所
関係機関	成田市農業協同組合
関係機関	かとり農業協同組合
関係機関	成田市教育委員会学校給食センター
関係機関	成田市こども未来部保育課
関係機関	成田市経済部農政課